

山梨県煙火消費の手引き（参考）

1. 用語の定義

(1) 第1種消費規模

神明の花火など多数の観客が見込まれる花火大会

(2) 第2種消費規模

第1種、第3種以外の花火大会（盆踊り大会、納涼会等祭りで上げる花火大会も含む）

(3) 第3種消費規模

ア 小規模な自治会、子供会主催の花火大会

イ 運動会等の信号の用に供せられる煙火

ウ 無許可消費数量（火薬類取締法施行規則第49条）の消費

(4) 保安物件

イ 特定保安物件

市街地の家屋、ガスタンク、石油タンク、国宝級な建造物並びに多数の人が集合する施設をいう。

(注) 市街地の家屋とは、100軒以上軒を連ねた家屋をいう。多数の人が集合する施設とは、学校、病院、診療所、保育所とする。（但し、休日・夜間等で人のいない学校等は除く。）

ロ 一般保安物件

(4)のイ以外の家屋、又は鉄道、工場、発電所、変電所、高圧電線等危険が想定される施設をいう。（但し、入居者の承諾を得た家屋、若しくは発注者所有の家屋は除く。）

(5) 保安距離

煙火の消費場所にある打揚筒等から保安物件又は観衆の立入り禁止区域の線までの距離をいう。

(注) 保安距離を計測する場合の起点は打揚煙火の場合、打揚筒場とする。仕掛煙火に関しては、その種類に応じ、枠物等の場合その枠組み、水中花火等の場合は煙火を破裂させようとする計画区域の端等を保安距離を算定する場合の起点とする。なお、打揚筒を用いて発射する場合は、その打揚筒の設置場所を起点とする。

(6) 軽の煙火

主として、ボカ物（信号雷、吊物、型物等）をいう。

(7) 重の煙火

主として割物（菊、ぼたん、干輪等）をいう。

(8) 打揚従事者

煙火打揚従事者手帳には一種、二種及び臨時がある。

一種煙火消費保安手帳：自ら直接点火すること及び玉込め・電気点火などの補助作業を行う者を5名付けることができる。

二種煙火消費保安手帳：自ら直接点火すること及び玉込め・電気点火などの補助作業を行う者を10名付けることができる。

臨時煙火消費保安手帳：自ら直接点火すること及び玉込め・電気点火などの補助作業を行う者を2名付けることができる。

2. 審査内容

(1) 目的

消費の目的については、観賞等で集合する人員の多募によっても保安対策上留意すべき事項が生ずるので、申請書該当欄により具体的に確認する。

例の示すとおりである。

納涼花火大会、売出し合図、盆踊大会、祭典祝砲、等

(2) 消費期間及び数量

消費期間（日時）は、同一人が消費地、目的を同じくして数日間消費する場合のみ複数日を一期間として許可する。消費数量は1日を単位として算出し、その合計を申請書の該当欄に記載し詳細を消費計画書に記載する。

なお、早朝又は深夜におよぶ消費の場合消費地近隣の住民の同意が必要な場合もある。又、許可を受けた日（期間）の一部又は全部が雨天で消費ができない事が想定される場合、申請により次の条件を付して許可する事ができる。

○ 雨天中止 ○ 雨天順延 ○ 雨天 月 日

(3) 打揚従事者

前記1.（8）の煙火打揚従事者手帳所持者であるか否かを確認する。

なお、必要に応じ同手帳の提示又は写しの添付を求める。

(4) 保安距離

イ 打揚煙火の保安距離

火薬類取締法施行規則（以下、規則という。）第56条の4第4項第1号の打揚煙火を消費する場合の保安距離は、次のとおりとする。

打揚煙火の保安距離は、次の（イ）、（ロ）のうちいずれか大きい距離とする。

（イ）「消費規模からみた保安距離の算定」

打揚煙火を消費する場合は、消費規模に応じて、別表1により保安距離を算定する。

（ロ）「保安物件からみた保安距離の算定」

打揚煙火を消費する場合は、特定保安物件若しくは、一般保安物件に対して別表2により保安距離を算定する。

ロ 仕掛煙火の保安距離

規則第56条の4第4項第1号の仕掛煙火を消費する場合の保安距離は、別表3の「仕掛煙火の保安距離表」とする。

(5) 公安委員会の意見の聴取

火薬類取締法第52条第1項、同法施行令第13条に基づき「火薬類の消費が交通頻繁な道路、公衆の集合する場所若しくはこれらの周辺土地又は市街地において行われる場合において、消費の許可をするときは公安委員会の意見をきかなければならない」と定められている。

別表1

消費規模に対する保安距離表

半径メートル以上

玉号数	保安距離		第1種消費規模 の保安距離	第2種消費規模 の保安距離	第3種消費規模 の保安距離
	玉寸法(外径)				
2.5	7.5 cm	軽	100	40	25
		重	100	65	40
3	9 cm	軽	140	65	40
		重	140	100	60
4	12 cm	軽	150	75	45
		重	150	110	65
5	15 cm	軽	150	130	100
		重	210	180	130
6	18 cm		220	190	130
7	21 cm		250	210	130
8	24 cm		250	210	130
10	30 cm		290	240	150
15	45 cm		300	250	150
20	60 cm		400	300	200

別表2

保安物件に対する保安距離表

半径メートル以上

玉号数	保安距離		特定保安物件に 対する保安距離	一般保安物件に 対する保安距離
	玉寸法(外径)			
2.5	7.5 cm	軽	40	25
		重	65	40
3	9 cm	軽	65	40
		重	100	60
4	12 cm	軽	75	45
		重	110	65
5	15 cm	軽	130	100
		重	180	130
6	18 cm		190	130
7	21 cm		210	130
8	24 cm		210	130
10	30 cm		240	150
15	45 cm		250	150
20	60 cm		300	200

仕掛煙火の保安距離表

区分	仕掛煙火の内容等	保安距離
1 (菊花壇・百合園・速射連発) スターマイン	<p>(1) 打揚煙火を主とするスターマイン</p> <p>① 打揚筒を多数連ねて立て、大小の煙火を連続して打揚げるもの。保安距離は、そのスターマインに用いられる煙火のうち最も大きな煙火に必要な距離とする。</p> <p>(2) 花束を主とするスターマイン</p> <p>① 前記(1)とほぼ同様の方法で、比較的小さい煙火(15 cm以下)の半殻を用いり、星、小花、雷粒、蜂及び笛等を上方に打出すもの。打出された星等の高さは、球状の煙火の高さほぼ 1/2 以下とする。</p> <p>② 前記①のうち小花、雷粒、蜂及び笛を使用せず、かつ、煙火の半殻が 9 cm玉以下の場合は、その保安距離を短縮できる。</p>	<p>別表1、別表2に準ずる。</p> <p>① 40m以上</p> <p>② 10m以上</p>
2 地上花火	<p>地面(水面は、水上花火の項に入る。)又は空中に球状の煙火を固定し、点火して開かせる方法のもの。</p> <p>① 消費場所は、火災の起こる恐れがない所であること。</p> <p>② 煙火を地面又は空中に置く場所は、石こう等が飛散しないように措置しなければならない。</p> <p>③ 煙火を設置する場合は、煙火と煙火の間隔は、隣接する煙火が飛ばないように安全な距離とする。(右③)</p> <p>④ 保安距離は煙火のある場所から、煙火の開く半径の 20%以上とする。(概ね、右④)</p>	<p>③ 12 cm玉→1m以上 15~18 cm玉→2m以上 21 cm玉→3m以上</p> <p>④ 30 cm玉→180m 21~24 cm玉→160m 18 cm玉→120m 15 cm玉→110m 12 cm玉→60m 9 cm玉以下→50m</p>
3 乱玉・立火等	<p>乱玉、手筒等を用いて星や火の粉を放出するもの。</p> <p>① 乱玉を束ねて星を上方に打揚げる方法、又は手筒状のもので火の粉を上方に吹き揚げる場合。(手筒、噴水又は吹出し等をいう)(右①)</p> <p>② 乱玉又は手筒等を傾斜して立て、上方以外に星又は火の粉等を放出する場合。(右②)</p>	<p>① 10m以上(筒がしっかり固定してあることが条件する)</p> <p>② 星又は火の粉が到達しない距離以上。</p>
4 (車花火・滝仕掛を含む) わく物等	<p>(1) 文字、絵型等を木又は竹等で組んだ枠に焰管を取り付け、一斉に焰管を燃焼させ、文字や絵型を見せるもの。(右①)</p> <p>① 枠物に雷粒、爆竹等の爆発音の発するものを付属する場合。(右②)</p> <p>(2) 軸を固定し、車を回転させるため枠の外周に噴射筒を取り付けたもの(車花火等)は、正面方向と円周方向の保安距離に差を設ける。(右③)</p> <p>(3) 滝等で鋼等に滝用の焰管(ランス)を取り付け、一定区間に鋼を張って焰管をつるし、一斉に点火して火の粉を落下させることにより滝を演出するもの。(ナイアガラ等)(右④)</p>	<p>① 枠組みの高さの 1.5 倍以上の距離(最低 5 m以上)</p> <p>② 30m以上</p> <p>③ 正面方向：10m以上 円周方向：火の粉等の到達しない距離</p> <p>④ 5m以上</p>

<p>5 水中花火 (水上花火)</p>	<p>(1) 球状の煙火を用いて水面で開かせるもの。 ① 船(ボート等)を走行させ、船上から煙火の導火線に点火し、水面に投げ込み煙火を開かせる場合。(右①) ② 打揚筒を所定の角度に傾斜させ、計画水面に煙火を打込んで開かせる場合。(右②) ③ 煙火を計画水面に浮かべ、又は水面近くに設置して点火し開かせる場合。(上記2 地上花火と同様) (注意)②の場合における打揚筒の位置からの保安距離は、一般の打揚煙火の大きさに応じて定められている距離の1/2以上とする。 (2) 水面に焰管(水中金魚等)を打揚筒等を用いて放出又は打ち込み、その焰管が計画水面に浮かび、火花又は火の粉を吹きながら走行するもの。(右③)</p>	<p>① 投下する位置から使用する煙火の開く半径以上の距離以上。 ② 計画水面区域の端から前記①の距離とする。(計画水面に確実に煙火が打込まれていることを条件とする) ③ 計画水面の端から 20 m以上</p>
------------------------------	--	---